

訪問看護ステーション協働育成支援事業実施要綱

令和8年2月26日
7福祉高在第1518号

(目的)

第1条 この事業は、訪問看護ステーションに対し、複数の事業所が協働し、看護職の育成等を行う場合の経費を補助することで、事業所のサービスの質の向上、規模拡大等を支援し、都内訪問看護ステーション全体の質の向上につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 1 「看護職」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- 2 「訪問看護」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護をいう。
- 3 「訪問看護ステーション」とは、法第41条第1項本文の指定を受けた者が、訪問看護を行う事業所（法第71条に規定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業所を除く。）をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 複数の訪問看護ステーションが、協働して看護職の確保・育成・定着に関する取組を行う場合、その取組に係る経費に対し、都は別に定める補助要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和8年2月26日付7福祉高在第1518号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。